

合併、残余財産確定及び分割型分割の場合の調整額の計算に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・	法人名	
----------------------------	--------	-----	--

前期の連結子法人以外の法人を被合併法人とする適格合併による加算調整額の計算							
被合併法人名	合併の日	直前の事業年度 又は連結事業年度	左の	被合併法人の 確定法人税額等	調 整 額		
			月数		$(2) \times \frac{\text{前期開始の日から合併の日の前日までの期間の月数}}{\text{前期の月数}} \times 6$		
			1	2	3		
	平 . .	平 . .	月	円	円		
	平 . .	平 . .					
前期の連結子法人以外の法人を被合併法人とする適格合併による加算調整額 ((3)の合計)	4						
前期の連結内合併又は残余財産確定による加算調整額の計算							
被合併法人等名	合併の日又は残余財産確定の日	最終事業年度	左の	被合併法人等の 確定法人税額等	調 整 額		
			月数		$(6) \times \frac{\text{前期開始の日から合併の日又は残余財産確定の日までの期間の月数}}{\text{前期の月数}} \times 6$		
			5	6	7		
	平 . .	平 . .	月	円	円		
	平 . .	平 . .					
前期の連結内合併又は残余財産確定による加算調整額 ((7)の合計)	8						
当期の連結子法人以外の法人を被合併法人とする適格合併による加算調整額の計算							
被合併法人名	合併の日	直前の事業年度 又は連結事業年度	左の	被合併法人の 確定法人税額等	調 整 額		
			月数		$(10) \times \frac{\text{合併の日から当期開始の日までの期間の月数}}{\text{前期の月数}}$		
			9	10	11		
	平 . .	平 . .	月	円	円		
	平 . .	平 . .					
当期の連結子法人以外の法人を被合併法人とする適格合併による加算調整額 ((11)の合計)	12						
当期の連結内合併又は残余財産確定による加算調整額の計算							
被合併法人等名	合併の日又は残余財産確定の日	最終事業年度	左の	被合併法人等の 確定法人税額等	調 整 額		
			月数		$(14) \times \frac{\text{合併の日又は残余財産確定の日以後6ヶ月を経過した日の前日までの期間の月数}}{\text{前期の月数}}$		
			13	14	15		
	平 . .	平 . .	月	円	円		
	平 . .	平 . .					
当期の連結内合併又は残余財産確定による加算調整額 ((15)の合計)	16						
前期の分割型分割による加算調整額の計算							
分割法人名	分割の日	分割前事業年度	確定法人税額		調 整 額		
			17		$(17) \times 6$	18	
			円		円		
	平 . .	平 . .	円		円		
	平 . .	平 . .					
前期の分割型分割による加算調整額 ((18)の合計)	19						
当期の分割型分割による減算調整額の計算							
分割法人名	分割の日	分割前事業年度	左の	分割前事業年度又は前連結事業年度	左の	確定法人税額又は連結法人税個別帰属支払額	調 整 額
			月数				20
			月	月	月	円	円
	平 . .	平 . .	月	平 . .	平 . .	円	円
	平 . .	平 . .		平 . .	平 . .		
当期の分割型分割による減算調整額 ((23)の合計)	24						

別表十八の二付表三の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結親法人が法第81条の19第4項若しくは第6項《連結中間申告》又は平成22年改正前の法第81条の19第4項若しくは第6項《連結中間申告》若しくは平成22年改正前の令第155条の47第1項（第1号、第2号ロ、ハ若しくはホ又は第3号ロに係る部分に限ります。）《連結中間納付額の調整》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「前期の連結子法人以外の法人を被合併法人とする適格合併による加算調整額の計算」の各欄は、法第81条の19第4項第1号又は第2号に掲げる期間内に同項に規定する連結親法人又は連結子法人を合併法人とする適格合併（同項第1号に掲げる期間内に行われるものにあつては法人を設立するものを除き、同項第2号に掲げる期間内に行われるものにあつては同条第2項第2号に規定する連結内合併及び連結親法人を設立するものを除きます。）が行われた場合に記載します。
- 3 「直前の事業年度又は連結事業年度」の各欄は、当該連結事業年度開始の日の1年前の日以後に終了した被合併法人又は残余財産が確定した連結子法人の各事業年度（被合併法人（法第81条の19第2項第2号に規定する連結内合併に係る被合併法人を除きます。以下同じ。）の各事業年度にあつては、その月数が6月に満たないものを除きます。）又は各連結事業年度（被合併法人の各連結事業年度にあつては、その月数が6月に満たないものを除きます。）のうち最も新しい事業年度又は連結事業年度の開始及び終了の日を記載します。
- 4 「被合併法人の確定法人税額等」の各欄は、法第81条の19第4項第1号に規定する被合併法人の確定法人税額等を記載し、「被合併法人等の確定法人税額等」の各欄は、同項第2号に規定する被合併法人等の確定法人税額等を記載します。